

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	御殿場市 児童手当管理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、児童手当管理システム及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長 若林 洋平

公表日

平成27年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給等に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行う。 ①父母指定者の届出の受理及びこれに係る事実の審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理 ③認定の請求に係る事実の審査 ④児童手当の額の改定の請求又は届出の受理及びこれに係る事実の審査 ⑤現況の届出の受理及びこれに係る事実の審査 ⑥氏名等の変更の届出の受理及び確認 ⑦住所等の変更の届出の受理及び確認 ⑧受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理及びこれに係る事実の審査 ⑨未支払の児童手当の請求の受理及びこれに係る事実の審査 ⑩受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知
③システムの名称	児童手当管理システム(Acrocity福祉)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者情報ファイル 2. 支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 五十六の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 二十六、三十、八十七の項 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 七十四、七十五の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長	子育て支援課長 田原陽之介
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 子育て支援課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる